

いじめ問題での子どもアドボケイトについて

いじめを含む子ども同士の関係性の問題においては、子ども自身がどのように感じ、どのように思ってきたのかということが極めて重要です。子どもの思いを理解することは、子ども自身が大切にされていることを実感し、他者を大切にする心を育むことにもなり、いじめの未然防止につながります。また、いじめ発生後の対応においても、被害を受けた子どもの思いや、加害行為に至った子どもの背景を理解することで、より適切な対応につながられます。子どもアドボケイトは、子どもの意見表明を支援します。

1 子どもアドボケイトとは

アドボケイトとは、「代弁者」と訳されます。子どもが自分の気持ちを伝えられないときに、その子の気持ちを聞き、伝えたいことや伝える方法を一緒に考えてくれる人です。

2 子どもの権利条約の4つの原則

子どもの権利条約は、子どもは「ひとりの人間として人権（権利）をもっている」、つまり「権利の主体」だという考えの条約です。子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。あらゆる子どもの権利の実現を考えるときに合わせて考えることが大切な「原則」としてとされています。



差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況など、どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



子どもの意見の尊重（子どもが意見のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

出典元：日本ユニセフ協会

3 子どもアドボケイトが大切にしている6つのこと

(1) エンパワメント

あなたの心の力
子ども自身で解決できる
ことを支援

(2) 子ども主導

あなたが決める
子どもの意思を尊重する
支援

(3) 独立性

あなたが主役
子どものためだけを考え
て支援

(4) 守秘

秘密は守ります
子どもの同意なしに話し
たことを誰にも話しません

(5) 平等

みんなを大切にします
すべての子どもはアドボケ
イトの支援を受けられます

(6) 子どもが参加

子ども大人も一緒
子どもの参加を尊重

4 子どもアドボケイトが必要になったら

保護者や担任の先生、養護の先生、スクールカウンセラーなど、身近な大人に子どもアドボケイトが必要であることを伝えてください。

- 1 いじめを含む子ども同士の関係性の問題においては、「子どもアドボケイト（子どもの声の代弁者）」という学校等から独立した存在が必要な場合があります。
- 2 子ども自身が自己の感覚・思考を十分に理解していないケースやそれらを適確に表現できないケースもあります。その際、「子どもアドボケイト」が子どもとの対話の中で、子どもの内心を理解し、評価を加えることもしないことによって、子どもが自身の感覚や思考に気付くことができます。

「アドボカシー」と「アドボケイト」とは

「アドボカシー」とは、自分の思いをうまく伝えられない人等の声を聴いて、その人の意見や気持ちをくみ取り、周囲に働きかける活動のことで、支援や代弁する行為を指し、支援者・代弁者のことを「アドボケイト」と呼びます。

自分の意思をうまく伝えることのできない患者や高齢者、障がい者に代わって、代理人や支援者が意思や権利を伝えるといった意味で福祉の場でよく使われています。

「子どもアドボカシー」とは

「子どもアドボカシー」は、子どもの声を聴く、つまり子どもの意見や気持ちをくみ取ってしかなるべき場所に働きかける活動です。

「子どもアドボカシー」が指す「子ども」は特別な配慮が必要な子どもたちに限らず、すべての子どもたちを対象としています。子どもの意見表明をする権利は、1989年に国連で採択され、「子どもの権利条約」で保障されています。



差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況など、どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



子どもの意見の尊重（子どもが意見のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

出典元：日本ユニセフ協会

「子どもアドボカシー」が広がってきた背景

子どもがSOSを出しているにもかかわらず、学校や児童相談所など周囲の大人たちがキャッチすることができず、命を落としてしまった痛ましい事例などを受け、2022年6月に成立した改正児童福祉法で「アドボケイト」と呼ばれる意見表明支援者が児童相談所や児童養護施設、一時保護所などで、子どもから意見を聴くことが努力義務化されました。

学校における「子どもアドボケイト」の活用について

身近な存在ではないからこそ、子どもは教員、保護者などには言いづらい内容でも本心が話せて、意見表明することができる場合があります。子ども自身が「誰に自分の思いを伝えたいか」を選べることは、子どもの意見表明を支援することになります。

「生徒指導提要（改訂版）」が示すこれからの生徒指導における取組においても、児童生徒の権利に関する教職員の共通理解が必要であり、子ども支援の視点に立った生徒指導や「こども基本法」に則した子どもの権利・利益の擁護の実現・推進が大切としています。

いじめ問題の対応における「子どもアドボケイト」の活用例

学校に派遣された「子どもアドボケイト」が、Aさんの意見を傾聴し、尊重するように働きかけます。このような活動が、「子どもアドボカシー」のイメージです。

【いじめの概要】

Aさんは、クラスメイトのBさんから同意を求められたことに「私は、そうは思わない」と言ったことをきっかけに、陰で悪口を言われるようになりました。クラスの多数の人から、いじめを受けていると感じ、次第に学校に行けなくなりました。担任や養護教諭がAさんに聴き取りをしても、「話したくない」と言うばかりで、詳細が把握できませんでした。

【子どもアドボケイトの支援① 子どもの意見形成の支援】

「子どもアドボケイト」は、Aさんの気持ちを尊重し、Aさんが自分の思いを話せるように、言葉を掛け、耳を傾けました。その後、面談を重ねて、Aさんの思いをどう学校に伝えていくのか、一緒に考えていきました。Aさんは、クラス全員に向けて、自分がつらかった思いを伝えることにしました。また、職員会議で、「子どもアドボケイト」からAさんの気持ちを代弁してほしいということになりました。

【子どもアドボケイトの支援② 子どもの意見や気持ちを代弁し、子ども自身が話せるように支援】

Aさんの依頼を受けて、「子どもアドボケイト」は、職員会議に出席しました。「子どもアドボケイト」は、Aさんがいじめを受けて、転校したい、引っ越したい、と思っていること、クラスの多数からいじめを受けてきたので、Bさんを含めクラスメイト全員がAさんの手紙を読んで気持ちを分かってほしいことを伝えました。

「子どもアドボケイト」が必要になった場合

児童生徒および保護者の方は、「子どもアドボケイト」が必要になった場合、まず学校にご相談ください。

児童生徒および保護者の方から相談があった場合、学校が（管理職を通じて）県教育委員会事務局生徒指導課に連絡します。学校からの派遣要請を受け、生徒指導課が「子どもアドボケイト」を学校に派遣します。

（参考）

○ 子どもの権利条約（1989年）

子どもは「ひとりの人間として人権（権利）をもっている」、つまり「権利の主体」だという考えの条約です。子どもの権利条約の基本的な考え方は、「①差別の禁止 ②子どもの最善の利益 ③生命・生存・発達に対する権利 ④子どもの意見の尊重」の4つで表されます。あらゆる子どもの権利の実現を考えるとときに合わせて考えることが大切な「原則」となっています。

○ こども基本法（2022年）

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することが目的として示されています（第1条）。